令和８年（ヒ）第１００２号

名古屋市中区錦２丁目１７番３０号
清算株式会社　　株式会社ハンブル
代表清算人　　田中俊次

１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権のうち元本額（但し、令和8年4月9日を基準日とする。）の0.013325％の金員を支払う。但し、各協定債権者の債権額にかかる弁済率を乗じた結果発生する1円未満の端数については、0.6以上である場合は切り上げ、0.6未満である場合は切り捨てるものとする。
２　前項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　各協定債権者は、前二項に定める弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、清算株式会社が各協定債権者に対して負担するその余の債務を全て免除する。
４　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権のうち元本額（但し、令和8年4月9日を基準日とする。）の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

名古屋地方裁判所民事第２部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生手続開始